

大阪異業士交流 おおぎ会 会則

(名称)

第1条 本会は、大阪異業士交流おおぎ会と称する。又、略称を
おおぎ会とする。

(会員)

第2条 本会は、本会員からなるものとする。

本会員は、大阪及びその周辺に住所又は事務所があり「士」の資格を有し、本会の趣旨に賛同する者とする。

(行事)

第3条 本会は、総会、親睦会、研修会その他の行事を行う。

(目的)

第4条 本会は、会員の親睦及び研修を目的とする。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

会長	1名
副会長 兼 幹事長	1名
幹事	5名以上10名以内
会計	1名
会計監事	1名

(2) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(3) 副会長は会長を補佐し、会長がその任を全うできない事由が生じた時は、代理してその任に当たる事とする。

(4) 幹事は総会、親睦会、研修会等事業計画の設定、及び会長、副会長を補佐し、本会運営の円滑化につとめる。

(5) 会計は会費の徴収、及び月次年次決算報告書の作成にあたる。

(6) 会計監事は会計を監査する。会計に不測の事由が生じた場合、その代行を行う。

(7) 役員は、総会において会員のうちから選任し、その任期は1年とする。但し、その再任を妨げないものとする。

(総会)

第6条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

通常総会は2月の初め頃に行う事とする。

(2) 総会は出席した会員をもって行う。

(3) 総会は次に掲げる事項を決議する。

① 会則の制定及び改正

② 役員の選任

③ 事業計画、収支予算、会計報告の承認

④ その他本会の運営に関する重要事項の承認

(4) 総会は会長がこれを招集する。

(5) 総会の開催は次の通りとする。

① 通常総会は年1回開催する。

② 臨時総会は会長がこれを認めたとき開催する。

(6) 会議の決議は出席会員の過半数を以て成立する。

(7) 総会の議長は会長がこれを指名する。

(事務局)

第7条 事務局は幹事長の事務所に置く。

(会費)

第8条 会費は年3千円とする。

但し、事情のあるものについては、会長はこれを軽減することができる。又、親睦会、研修会の会費については別途、出席者よりこれを徴収する事とする。

(寄付)

第9条 会員は無記名により、5千円の程度で寄付することができる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

(平成10年2月7日 定時総会で制定決議)

(平成16年2月7日 定時総会で改正決議)